

## 上富良野町奨学金返還支援補助金交付要綱

(令和3年1月29日決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上富良野町補助金等交付規則（平成4年3月30日規則第8号）。以下「規則」という。）に定めるもののほか、上富良野町奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、町内に事業所を置く中小事業者等に就職した者が大学等に在学中に貸与を受けた奨学金について、当該奨学金の返還を支援することにより、地域産業を支える中小事業者等の人材の確保を図り、もって本町における定住促進及び活力に満ちた地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金その他の町長が認めるものをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校をいう。
- (3) 中小事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体をいう。
- (4) 新規卒業者 大学等卒業後3年以内の卒業者をいう。（平成22年11月15日厚生労働大臣要請書）
- (5) 対象事業者 町内に事業所を有する中小事業者等で、次に掲げるものを除くものをいう。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているもの
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (6) 正規雇用 次のいずれにも該当する雇用形態をいう。
  - ア 期間の定めのない雇用であること。
  - イ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）に規定する短時間労働者に該当せず、かつ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する派遣労働者とならないものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

る。

- (1) 申請時において上富良野町内に住所を有する者であつて、当該住所が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されているものであり、かつ、当該住所に居住しているものであること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 申請時において、対象事業者にて正規雇用され就業していること。
  - イ 個人で農業その他事業を営む者又は事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）であつて、1年以上継続して事業を行っていること又は従事していること。
- (3) 就労開始日における年齢が35歳未満であり、かつ、新規卒業者であること。
- (4) 大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受けて、その返還を行っている又は補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する者。
- (5) 奨学金の返還に対し、他からの助成を受けていないこと。
- (6) 上富良野町が行う担い手サポート奨励補助又は商業後継者就業奨励補助を受けていないこと。
- (7) 町税等を滞納していないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助金の交付を申請する会計年度内に返還する奨学金の額とする。ただし、補助金を受けようとする会計年度の補助金の交付対象期間の月数に2万円を乗じて得た額を限度額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 繰上げ返還等による奨学金の返還額は、補助対象の返還金額に含まないものとする。

（補助金の交付対象期間）

第6条 補助金の交付対象期間は、町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内とし、継続した36月間を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、上富良野町奨学金返還支援事業補助金交付（変更承認）申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの

(2) 次のいずれかに掲げる就労を証するもの

ア 雇用されている場合 雇用証明書（別記様式第2号）

イ 事業を営む場合 引き続き1年以上事業を営んでいることを証するもの（営業証明書、納税証明、登記簿等）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請する者は、上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（平成18年上富良野町条例第19号）第7条第1項に基づく町税等の納税状況確認に同意しなければならない。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、交付することを決定したときは上富良野町奨学金返還支援事業補助金交付決定（変更承認）通知書（別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定したときは上富良野町奨学金返還支援事業補助金不交付決定（変更不承認）通知書（別記様式第4号。以下「不交付決定通知書」という。）により、それぞれ当該申請者に通知する。

（事業内容の変更申請）

第8条 申請者は、前条の交付決定を受けた内容に変更が生じたときは、交付申請書により、変更に係る関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、事業の変更承認の可否を決定し、交付決定通知書又は不交付決定通知書により当該申請者に通知する。

（補助金の実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに上富良野町奨学金返還支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に奨学金の返還の事実を証明するものを添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告書を受領したときは、当該報告書に係る書類等の審査により補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、補助金交付の決定を取消し若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（1） 補助金交付の条件に該当しなくなったとき。

（2） 補助金交付の条件に違反したとき。

（3） 不正の行為があったとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に補助金の交付対象者となるものについて適用する。